様式ID	NTA1SHY200010020

★

この届出書は、令和五年十月一日以後提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書

届出者	提出先	F01		税務署長	年月日提出			
	納税地	郵便番号	F05	－	電話番号	F07	－	－
		フリガナ	E01					
		納税地	F06					
	フリガナ	F03			【法人】フリガナ	H06		
	氏名又は名称	F04			【法人】代表者氏名	H07		
	法人番号	F02			登録番号	T	E02	

下記のとおり、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があったので、消費税法第57条の２第８項の規定により届出します。

変更の内容	変更年月日		元号	年	月	日		
		N01						
	変更事項	氏名又は名称					1＝変更有、2＝変更無 G01	
		法人（人格のない社団等を除く。）にあっては、本店又は主たる事務所の所在地					1＝変更有、2＝変更無 G02	
		国外事業者にあっては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地 ※　当該事務所等を国内に有しないこととなる場合は、次葉も提出してください。					1＝変更有、2＝変更無 G03	
	変更前	フリガナ	E03					
		氏名又は名称	E04					
		本店又は主たる事務所の所在地	E05					
		国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所等の所在地その他これらに準ずるものの所在地	E06					
	変更後	フリガナ	E07					
		氏名又は名称	E08					
		本店又は主たる事務所の所在地	E09					
		国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所等の所在地その他これらに準ずるものの所在地	E10					
	※　変更後の内容については、国税庁ホームページで公表されます。 なお、常用漢字等を使用して公表しますので、届出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。							

参考事項	E11				
税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	－ －

税務署整理欄	番号確認		

様式ID	NTA0SHY210010020

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（次葉）

※　本届出書（次葉）は、特定国外事業者以外の国外事業者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しないこととなった場合に、適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書とともに提出してください。

この届出書は、令和五年十月一日以後提出する場合に使用します。

氏名又は名称	F04	

特定国外事業者に係る確認事項

	「はい」欄に１又は「いいえ」欄に１			
	はい		いいえ	
引き続き、適格請求書発行事業者として事業を継続します。（「はい」の場合は、以下の質問にも答えてください。）	G01		G02	
消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいます。（「はい」の場合は、次の「税務代理人」欄を記載してください。）	G03		G04	

税務代理人

郵便番号	P01	－	電話番号	T01	－　－
フリガナ	E01				
事務所の所在地	E02				
フリガナ	E03				
氏名等	E04				

	「はい」欄に１又は「いいえ」欄に１			
	はい		いいえ	
納税管理人の届出をしています。	G05		G06	
現在、国税の滞納はありません。	G07		G08	

参考事項

E05	